

事業者向け

みよたん給付金について

御代田町では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、業種によって売上等が大幅に減少している町内の事業者に対して、町独自に支援をするため、定額の給付金を支給します。

支給する対象者

令和2年5月1日時点において、

日本標準産業分類の大分類における「製造業(※1)」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業(※2)」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」に該当し、町内に事業所を有する者

(※1) 御代田町法人町民税の均等割及び法人税割の税率の号区分において、9号に該当する法人は除きます。

(※2) 日本標準産業分類の中分類における「銀行業」、「協同組織金融業」、「貸金業」、「クレジットカード業等非預金信用機関」、「金融商品取引業」、「商品先物取引業」、「補助的金融業等」は除きます。

次の各号に該当する者は対象としない。

- (1) 御代田町暴力団排除条例(平成24年御代田町条例第17号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項の規定による暴力団員と密接な関係を有するものとして町長が定める者
- (2) 営業に関して必要な許認可等未取得していない者
- (3) 町長が給付金を交付するに当たり、社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれがある者

申請から給付までの流れ

- (1) 申請方法 町ホームページ上から申請書様式をダウンロード又は希望により申請書様式を役場から送付
(申請書に記載の上、添付書類と併せて郵送により申請)
- (2) 支給方法 原則、事業所の口座へ振込み
- (3) 申請受付期間 5月15日から7月20日まで(消印有効)

◆必要書類

- (1) 法人事業者にあっては、直近の法人町民税の確定申告書の写し
- (2) 個人事業者にあっては、2019年の確定申告書の写し又は住民税申告書の写し及び業種名を記載した収支内訳書の写し
- (3) 令和2年1月1日以降に開業し、上記(1)、(2)の書類を添付できない事業者は、開業届の写し又は営業に必要な各種許認可の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類(申請書に添付書類の記載があります。)

給付金の支給後、給付事業者に不正があったと認められたときは、給付金の全額を返還いただきます。

給付額は
1事業者当たり
10万円



問い合わせ先 御代田町役場

産業経済課商工観光係

TEL:0267-32-3113

〒389-0292 北佐久郡御代田町大字馬瀬口1794番地6